

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年4月1日作成)

法令名	学校教育法施行令
根拠条項	第17条
許認可等の種類	視覚障害者等の区域外就学の願い出に対する承認
法令の定め	第17条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会を経由して、その住所の存する都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
審査基準	<p>審査基準は設定していない。</p> <p>※視覚障害者等の区域外就学の願い出に対する承認は、対象児童生徒の障害の程度や居住状況、保護者の状況、受入学校の状況など、様々な観点から検討した上で決定するものであるため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難。</p> <p>また、視覚障害者等の区域外就学の願い出に対する承認件数は、数年に1回程度であり、個別審査の方が実態に応じた対応が可能。</p>
標準処理期間	<p>標準処理期間は設定していない。</p> <p>総期間 日・月 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ( )</p> <p>協議機関 日・月 ( )</p> <p>処分機関 日・月 ( )</p>
処分担当課	北海道教育庁学校教育局特別支援教育課特別支援教育振興係 (電話番号：011-231-4111 (内線35-783))
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/shinsakijyun.htm">http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/shinsakijyun.htm</a> )

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法 令 名	学校教育法施行令
根 拠 条 項	第 1 7 条
許認可等の概要	視覚障害者等の区域外就学の願い出に対する承認
審査基準の設定 状況	<input type="checkbox"/> (1) 設 定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未 設定の理由	申請実績が稀で、また、個別事案の態様が様々のため、個々事実関係の認定に難 易差があり、標準処理期間の設定が困難である。
担 当 部 課	教育庁学校教育局特別支援教育課
担 当 者 名	特別支援教育振興係 (内線 : 3 5 - 7 8 3)